

【要件関係】

|   |   |
|---|---|
| 1 | <p>本社、本店がいわき市外にあるが対象になるのか。</p>  |
|   | <p>対象になります。</p> <p>ただし、市内に法人市民税の課税対象となる事務所や事業所等を有している場合に限りです。</p> <p>※法人市民税の課税対象とは、常時勤務する従業員等が継続性のある業務に従事している事務所等となります。</p>                                       |
| 2 | <p>市内に支店（営業所等）登記はないが対象になるのか。</p>  |
|   | <p>対象になります。</p> <p>支店等の登記の有無に関わらず、法人市民税の課税対象となる事務所等を有していれば対象となります。</p>  |
| 3 | <p>店舗ごとに申請とあるが、一店舗の定義はあるのか。</p>   |
|   | <p>店舗とは、継続性のある事業の用に供する施設であって、事業を行う者又は従業員が常時勤務しているものを指します。</p> <p>この要件を満たす施設を一店舗とみなし申請してください。</p> <p>※この要件は、法人市民税の課税対象と同様となります。</p>                                |
| 4 | <p>いわき市内に住民登録のない個人事業主は対象になるのか。</p>  |
|   | <p>対象になりません。</p> <p>（対象外例：郡山市に住民票があり、いわき市内の店舗で事業を行っている）</p> <p>※いわき市に納税義務（市民税）が発生しないため、本支援金の対象外となるものです。</p>   |
| 5 | <p>申請受付以前より既にパーティション等を設置しているが対象となるのか。</p>   |
|   | <p>対象となります。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降に実施した対策を対象としておりますので、感染拡大前の令和元年以前にパーティション等を設置した事業者は対象外となります。</p>   |
| 6 | <p>パーティション以外の対策を施しているが対象になるのか。</p>  |
|   | <p>今回の支援金は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策の強化を目的としているものであり、飛沫等を物理的に防ぐことのできる対策を支援することとしております。</p> <p>したがって、アクリル板やビニールカーテンなどの遮蔽物を設置することを要件としていますので、これら対策が施されていない場合は対象になりません。</p> |

|    |  |
|----|--|
| 7  | <p>飛沫感染防止対策として来店者にマスクを配布しようと考えているが、支援金の対象となるか。</p> <p>今回支援の対象としている飛沫感染防止対策は、パーティションを全座席に設置している場合を対象としておりますので、単に配布用マスクを購入するだけの場合は支援金の対象となりません。</p>  |
| 8  | <p>飲食店ではないが、対象となる場合はあるか。</p> <p>飲食店ではない事業者につきましても、飲食を主たる目的とする場を有する店舗は、本支援金の対象となる場合がありますので、申請が可能となります。</p> <p>ただし、「あんしんコロナお知らせシステム」の加盟が必須となります。</p> <p>対象となる事業者の例：結婚式場、葬祭場、フードコート、イートインのあるテイクアウト専門店など</p>   |
| 9  | <p>〈ver.2 追加〉</p> <p>パーティション等の高さに指定はあるか。</p> <p>飛沫飛散を防ぐため、顔の高さ程度のパーティション等を想定しています。</p>   |
| 10 | <p>〈ver.2 追加〉</p> <p>「主たる目的が飲食」となる店舗とは。</p> <p>利用客が飲食を目的に店舗を利用しており、飲食をするスペースがあるうえで、飲食物の提供を事業として実施している店舗を想定しています。</p> <p><u>対象とならない例</u>：利用客の待ち時間等にサービスとしてお茶を出すケース</p>  |
| 11 | <p>NPO は対象になるのか。</p> <p>NPO 法人など会社以外の法人についても対象要件を満たしている場合、申請が可能です。</p>   |
| 12 | <p>複数店舗を経営しているが、店舗数分支援金はもらえるのか。</p> <p>店舗ごとに、対象要件を満たしていれば対象となりますが、申請は店舗ごとに行っていただきます。</p> <p>※一店舗の定義は「No.3」をご確認ください。</p>  |
| 13 | <p>今回の支援金は、卓数に応じて金額が変わるが、卓数はどのように算定するのか。</p> <p>卓数につきましては、感染防止対策が施されているテーブル席、カウンター座席の総数となります。</p> <p>テーブルの場合は、座席数がいくつあっても1つのテーブルで 1 卓と数え、カウンターの場合は、1 席で 1 卓と数えてください。</p> <p>例) テーブル席 (2人掛け3卓、4人掛け5卓、6人掛け2卓) 卓数=10<br/> カウンター席 (15 席) 15 席=15 卓</p> |

|    |   |
|----|---|
|    | 座席の間隔が1m以上あることからパーティションを設置していないが卓数に含めてよいか。  |
|    | 隣席との間隔が1m以上あり、パーティションを設置していない座席は卓数のカウントの対象外となります。<br>飲食スペースの形態により卓数の算定方法が次のとおりとなります。  |
| 14 | ○テーブル席の場合、次の条件を満たしたものを1卓とします。<br>・対面する席の中央にパーティション等が設置されている。<br>・隣席との間隔が1m未満で、座席間にパーティション等が設置されている。<br>○カウンター席の場合、次の条件を満たしたものを1卓とします。<br>・隣席との間隔が1m未満で、座席間にパーティション等が設置されている。    |
|    | フードコートのような場合の卓数はどのように算出するのか。  |
| 15 | フードコート内の卓数については、NO13 記載の算出方法を基本としながら、フードコート内の卓数を構成飲食店数で按分して算出してください。<br>例) 総卓数 100 構成飲食店数 5 の場合<br>100 卓÷5=20 卓 一店舗あたり 20 卓で申請<br>なお、フードコート内の一部の座席のみではなく、全座席の対策を実施することが条件となります。 |
|    | <ver.2 追加><br>「カウンター席」とはどのような席か。  |
| 16 | 対面に壁や厨房などがあり、物理的に利用客が対面で座ることのできない座席です。<br>※利用客全員が同一方向を向くように座る席(スクール形式の座席)はテーブル席とみなします。  |
|    | テラス席など、屋外の座席は卓数に含めてよいか。   |
| 17 | 感染防止対策施行例に示す要件を満たしていれば、含めることが可能です。  |
|    | 業務形態の都合上、座席がない場合(立った状態での飲食)卓数はどのように算定するのか。  |
| 18 | 座席数ではなく卓数に応じた支援となるため、対象となります。<br>なお、算定方法については、NO13 をご参照ください。  |
|    | あんしんコロナお知らせシステムに加盟することは必須なのか。   |
| 19 | あんしんコロナお知らせシステムは、より多くの方に利用してもらうことで、追跡システムの有効性が高まると考えておりますので、申請される店舗の皆様には、当該趣旨をご理解の上、支援金申請前に加盟していただくことを必須要件とさせていただいております。  |

|    |   |
|----|---|
| 20 | <p>あんしんコロナお知らせシステムの加盟申請はどのように行えばよいか。</p>  |
|    | <p>市ホームページから「参加登録申込書」をダウンロードし、必要事項を記載の上、郵送又はFAXで提出をお願いいたします。</p> <p>【アクセス方法】</p> <p>URL</p> <p><a href="http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1593065188405/index.html">http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1593065188405/index.html</a></p> <p>または</p> <p>① いわき市ホームページで「あんしんコロナ」で検索。</p> <p>② 「あんしんコロナお知らせシステムについて」のページをクリック</p> <p>③ ページ下部の「参加登録申込書(22KB)(Word 文書)」をクリックし、書式をダウンロード。</p> <p>【送付先】</p> <p>〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地 いわき市産業創出課 宛</p> <p>FAX:0246-22-1198</p> |
| 21 | <p>あんしんコロナお知らせシステムに加盟申請するとどのようなメリットがあるのか。</p>   |
|    | <p>加盟店には、卓上のQRコードポップを配布させて頂き、来店客がQRコードを読み込むことで、万が一、利用客の中から陽性者が出た場合、同一時間、同一店舗にいた濃厚接触の可能性のある方に注意喚起のメールを送信することとなりますので、来店客はもとより従業員の方の安心も確保することに役立ちます。</p> <p>また、陽性者が出た店舗には、市が消毒に必要な経費の一部を補助しております。</p> <p>さらには、QRコードを利用した方の中から毎月 5,000 名に、加盟店のみで使用できる 3,000 円分のクーポンを配布しておりますので、誘客効果なども見込まれます。</p>   |
| 22 | <p>既にあんしんコロナお知らせシステムに加盟しているが、申請は必要なのか。</p>  |
|    | <p>既にあんしんコロナお知らせシステムに加盟している店舗であっても支援金の申請は必要となります。</p>   |

【申請関係】

|    |  |
|----|--|
| 23 | <p>オンライン申請を完了したが、後に入力内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。</p> <p>受付番号、申請者名、修正内容、日中のご連絡先等について、市役所産業創出課(0246-22-1194)までご連絡ください。</p> <p>後日、審査担当より詳細確認のご連絡をさせていただきます。</p>  |
| 24 | <p>郵送で申請したいが、様式をどのように入手すればよいか。</p> <p>市ホームページからダウンロードいただくか、産業創出課、各支所、商工会議所、各商工会等の窓口に備え付けております。</p>   |
| 25 | <p>スマートフォンでもオンライン申請可能か。</p> <p>可能です。</p>   |
| 26 | <p>オンライン申請する前に準備するものは何か。</p> <p>申請に必要な添付書類のデータ化(PDF等)又はスマートフォン等で撮影し、電子化してください。</p> <p>※添付可能なデータ形式は、ワード、エクセル、PDF、JPGのいずれか</p> <p>※最大5ファイル、合計10MBまでとなりますので、必要に応じてファイルの圧縮やWord等へまとめるなどの対応をお願いします。</p>   |
| 27 | <p>iPhoneまたはiPad(iOS11以降)の場合、画像の添付が出来ない。</p> <p>最新OSバージョンで書類等を写真撮影した場合、「HEIF」形式で保存されてしまい、このファイル形式ではオンライン申請に添付することができないため、以下の方法にて対応願います。</p> <p>【方法1】</p> <p>iPhone/iPad 設定 &gt; カメラ &gt; フォーマット より、カメラ撮影を「互換性優先」に変更してから添付書類を再度撮影してください。</p> <p>【方法2】</p> <p>iPhone/iPad 設定 &gt; カメラ &gt; 設定を保持 より、「Live Photos」モードをオフに変更してから添付書類を再度撮影してください。</p> |

〈ver.2 追加〉

オンライン申請時、エラーが発生する。

次のケースが考えられます。

○申請者情報入力欄にてエラーが発生する場合

- ・住所の英数字が全角で入力されていない可能性があります。
- ・住所のハイフン(ー)が全角で入力されていない可能性があります。

→全角で入力ください。

- ・住所欄にスペース(空白)が入力されている可能性があります。

→スペースは削除してください。

- ・スマートフォンでの申請の場合、電話番号のハイフンが入力されていない可能性があります。

→半角ハイフンで入力ください。

○添付ファイル挿入欄にてエラーが発生する場合

- ・添付ファイルの合計が10MBを超過している可能性があります。

→データ容量を圧縮したうえで添付ください。

以上を満たしてもエラーが発生する場合は、お手数おかけし大変申し訳ございませんが、郵送によりご申請いただきますようお願い致します。